

苫小牧市教育ローン利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の地元定着を促進するため、教育資金を借り入れて返済した者を対象に、予算の範囲内において苫小牧市教育ローン利子補給金（以下「教育ローン利子補給金」という。）を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 教育ローン利子補給金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、苫小牧市長（以下「市長」という。）が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 30歳以下の子等（子（配偶者の子を含む。）、兄弟姉妹その他自己の2親等以内の親族をいう。以下同じ。）を市外に所在する大学（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第83条の大学のうち4年制のものをいう。以下同じ。）に修学させるため、第3条各号に掲げる金融機関から教育資金の融資（証書貸付であるものに限る。以下「教育ローン」という。）を受けた市内に住所を有している者
- イ 30歳以下の子等を市内に所在する大学に修学させるため、教育ローンを受けた者
- ウ 30歳以下の子等を市内に所在する高等専門学校（法第115条第1項の高等専門学校をいう。以下同じ。）の専攻科（法第119条第1項の専攻科をいう。以下同じ。）に修学させるため、教育ローンを受けた者

(2) 利子補給金の交付に係る子等が、大学又は高等専門学校の専攻科（以下「大学等」という。）を卒業し（高等専門学校の専攻科を修了した場合を含む。以下同じ。）、第5条の利子を返済した期間において市内に住所を有し、かつ、市内の事務所又は事業所に就業（国家公務員又は地方公務員としての就業を除く。）している者

(3) 第6条第3項の台帳に登録されている者

(4) 市税を滞納していない者

2 子等が、大学等を卒業し、市長が別に定める市外の事務所又は事業所に就業しているときは、前項第2号の規定は、適用しない。

(交付対象となる融資)

第3条 教育ローン利子補給金の交付の対象となる融資は、次の各号のいずれかの金融機関の教育ローンとする。

(1) 株式会社日本政策金融公庫

(2) 民間金融機関（市内に本支店を有する金融機関）

(交付対象となる利子)

第4条 教育ローン利子補給金の交付の対象となる教育ローンの利子（保証料を含む。以下「利子」という。）は、大学等を卒業後10年（大学にあつては4年、高等専門学校の専攻科にあつては2年を超えて修学した場合にあつては、10年から当該年数を超えて修学

した期間を差し引いた期間)以内に返済した利子とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、子等が、第2条第1項第1号イに該当する場合は、大学への修学を開始した日から起算して4年を超えない範囲の期間に返済した利子(当該子等が、市内に所在する大学に修学している期間に返済した利子に限る。)を教育ローン利子補給金の交付の対象とする。

(教育ローン利子補給金の額及び限度額)

第5条 教育ローン利子補給金の額は、第8条の申請を行う日の属する年の前年の4月1日からその属する年の3月31日までの期間において金融機関に返済した前条に定める利子(当該期間ではない期間に返済すべきであった利子を除く。)の額とする。ただし、同一年度内に交付する教育ローン利子補給金の限度額は、融資の対象となる子等1人につき5万円とする。

(交付申請予定者の登録申込等)

第6条 教育ローン利子補給金の交付の申請を予定している者は、苫小牧市教育ローン利子補給金申請予定者登録申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申込みを行わなければならない。

- (1) 金融機関との資金貸付契約書の写し
- (2) 償還表の写し
- (3) 住民票の写し
- (4) その他市長が特に必要と認めた書類

2 前項の申込みは、当該教育ローンを契約後3月以内で、かつ、申込みに係る子等が次の各号に掲げる機関に修学する場合にあっては、当該各号に定める期間に行わなければならない。

- (1) 大学 修学後2年以内
- (2) 高等専門学校 専攻科 修学後1年以内

3 市長は、第1項の申込みを受けて、内容を審査し適当と認めるときは、申込者に通知するとともに、交付申請予定者として台帳に登録し、申込者を第8条の申請を行うことができる期間において、保管しなければならない。

(交付申請予定者の報告)

第7条 交付申請予定者は、申込みに係る子等の大学等を卒業後2か月以内に苫小牧市教育ローン利子補給制度登録者現況届(様式第2号)を関係書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 金融機関との資金貸付契約書の写し
- (2) 償還表の写し

(交付申請)

第8条 教育ローン利子補給金の交付を受けようとする者は、苫小牧市教育ローン利子補給金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて毎年4月1日から7月末日までの

期間に市長に申請しなければならない。

- (1) 申請に係る返済額を証する書類
- (2) 子等が市内の事務所又は事業所に就業していることを確認できる書類
- (3) 子等が市内に在住していることを確認できる書類
- (4) その他市長が特に必要と認めた書類

2 子等が第2条第1項第1号イに該当する場合についての前項の規定の適用については、同項第2号中「事務所又は事業所に就業」とあるのは、「大学に在籍」とし、同項第3号の規定は適用しない。

3 子等が第2条第2項に該当する場合についての第1項の規定の適用については、同項第2号中「市内」とあるのは、「市外」とし、同項第3号の規定は適用しない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条第1項の申請を受けて、内容を審査し適当と認めるときは、教育ローン利子補給金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(請求)

第10条 前条の通知を受けた者は、速やかに苫小牧市教育ローン利子補給金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(調査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、第6条第1項の申込み又は第8条第1項の申請を行った者に対し報告を求める等の調査を行うことができる。

(返還等)

第12条 市長は、教育ローン利子補給金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第3項の登録若しくは第9条の決定を取り消し、又は既に交付した教育ローン利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申込書、申請書その他の書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) その他教育ローン利子補給金の受給に関し、不正の行為があったとき。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年1月4日から施行する。
- 2 令和2年3月31年までの間における第6条第2項の規定の適用にあつては、同項中「2年以内」とあるのは「1年以内」とする。
- 3 ただし、高等専門学校の専攻科に関する事項については、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。